

# 利用したい公共空間ごとの窓口と手続きについて

○手続きの流れ(申請書類等の提出期限については、事前相談の際にご確認ください。)



○事前相談(実施したい日のおおむね3か月前)

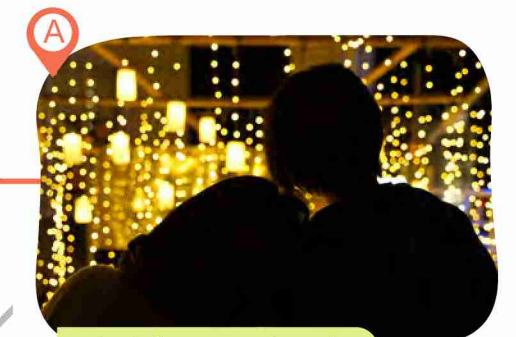
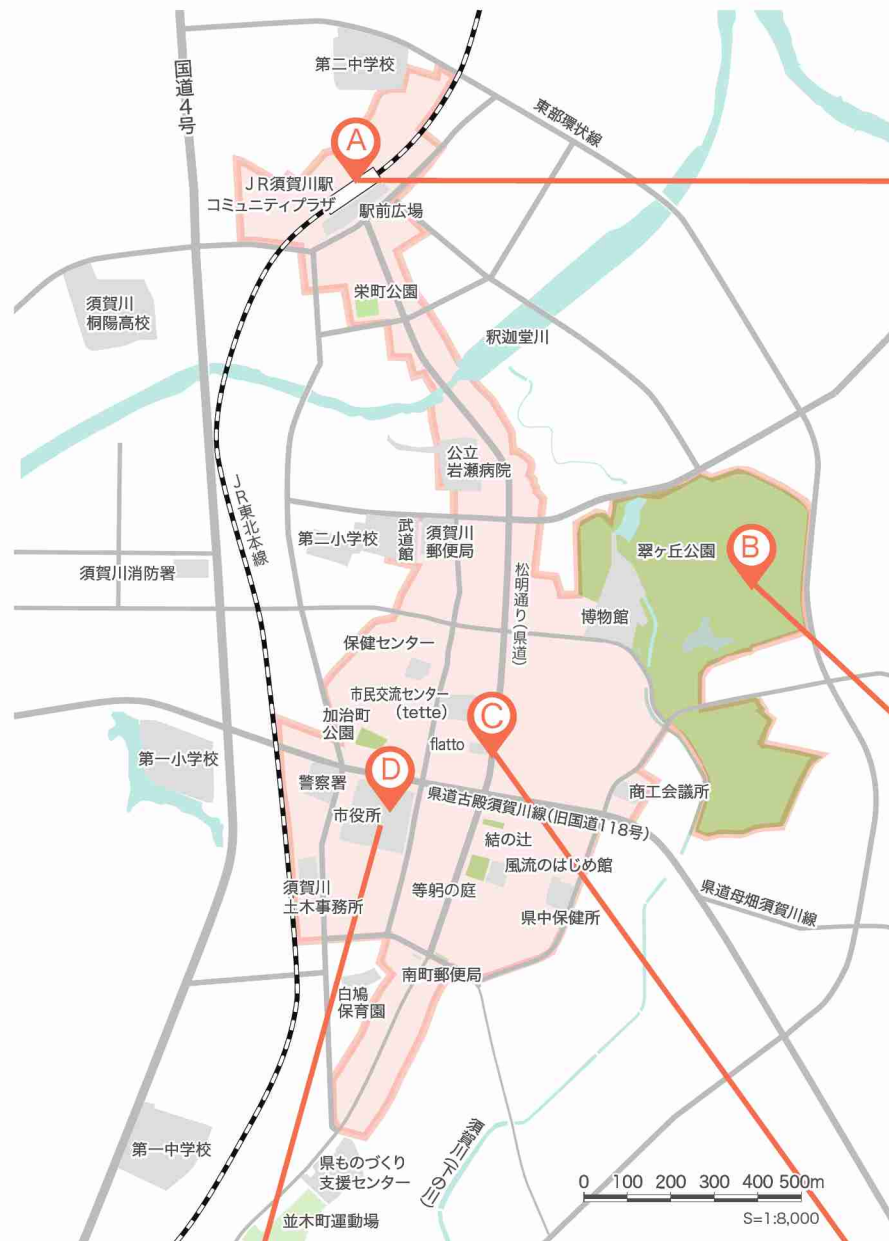
公共空間を使って、イベント事業や啓発活動を行いたい場合は、申請の前にまず管理を行っている部署へご相談ください。その際に、任意の『事業企画書』が『公共空間の利活用事業相談シート(巻末)』があるとスムーズです。提出書類の確認や期限などもご確認ください。

## 窓口・手続き一覧

公共空間	活動	イベント(飲食を伴わないもの)	飲食を伴う場合	火気の使用	使用料 (令和3年4月1日現在)
市庁舎 みんなのスクエア・ 防災広場等	窓口	・須賀川市行政管理課 ・須賀川市商工課 (収益活動の場合)		原則禁止	無料
	手続き	・市民協働・防災エリア施設使用許可 ・市庁舎等における行為許可 ・共催・後援等承諾(商工課)			
市民交流センター	窓口	・市民交流センター			200円~1,800円/時 設備使用料除く 営業等で使用する場合、 150/100又は300/100の割増
	手続き	・市民交流センター使用許可			
風流のはじめ館	窓口	・風流のはじめ館	イベント 手続き		300円~400円/時 営業等で使用する場合、 150/100又は300/100の割増
	手続き	・風流のはじめ館使用許可			
コミュニティプラザ JR須賀川駅併設	窓口	・コミュニティプラザ	+	イベント 手続き	180円~440円/時 営業等で使用する場合、 150/100の割増 冷暖房料 使用料の50/100
	手続き	・コミュニティプラザ使用許可			
道路(市道) 駅前広場	窓口	・須賀川市道路河川課 ・須賀川警察署交通課 ・JR須賀川駅(駅前広場のみ)	窓口 県中 保健所	+	必要に 応じて 県中 保健所の 手続き
	手続き	・道路占用許可(市) ・道路使用許可(須賀川警察署) ・路線バス協議(福島交通)*必要に応じて			
道路(県道) ・松明通り ・古殿須賀川線	窓口	・須賀川土木事務所総務課 ・須賀川警察署交通課	+	+	窓口
	手続き	・道路占用許可(県) ・道路一時使用届出書(県) ・道路使用許可(須賀川警察署) ・路線バス協議(福島交通)*必要に応じて			
公園 ・翠ヶ丘公園 ・栄町公園 ・加治町公園 ・ポケットパーク	窓口	・須賀川市都市計画課	+	+	窓口 須賀川 消防署
	手続き	・公園内行為許可			
広場 ・結の辻	窓口	・須賀川市都市計画課	+	+	窓口 火災予防 関連届出
	手続き	・結の辻使用申込			
広場 ・等躬の庭	窓口	・都市再生推進法人テダソチマ	+	+	+
	手続き	・等躬の庭使用申込			

## 対象エリアと活用事例

公共空間使用可能対象エリア  
(中心市街地)



イルミネーションイベント

近隣住民等により構成された任意団体と地元高校生によって、須賀川駅周辺のにぎわい創出のために実施された。

➡ 手続き | コミュニティプラザ使用許可



イベント・アクティビティ

イベント運営会社と商工会議所青年部によって、公園の新たな利用方法の提案として実施された。

➡ 手続き | 公園内行為許可



マルシェイベント

一般社団法人によって中心市街地のエリア価値向上のために開催された。

➡ 手続き  
市民協働・防災エリア施設使用許可  
市庁舎等における行為許可  
共催・後援 等



歩道テラス

まちづくり会社と沿道飲食店によって新しい生活様式の実証実験として開催された。

➡ 手続き  
道路占用許可  
道路使用許可

# それぞれのアイデアで いろいろな空間も 創りあげています

<市庁舎>  
車道部分を利用した  
ランバイクイベント



⇒ 手続き | 市庁舎等における行為許可

<風流のはじめ館>  
学生などの作品展示の  
場として活用



⇒ 手続き | 風流のはじめ館使用許可

一等船の庭(利用例) -  
映画やスポーツの  
パブリックビューイング



⇒ 手続き | 等船の庭使用申込  
参考: ねぶくろシネマ (東京都調布市)

<市庁舎(防災広場)>  
キッチンカーによる  
フードイベント



⇒ 手続き | 市民協働・防災エリア施設使用許可

<市民交流センターtette>  
キッズマルシェ  
親子ワークショップ



⇒ 手続き | 市民交流センター使用許可

<道路(利用例)>  
車道の一部や歩道を利用  
したパークレットの設置



⇒ 手続き | 道路使用許可・道路占用許可  
参考: 御堂筋パークレット (大阪府大阪市)

<道路>  
路側帯を利用した  
まちなか図書館



⇒ 手続き | 道路使用許可

<市民交流センターtette>  
たいまつ広場を利用した  
まちなかライブ



⇒ 手続き | 市民交流センター使用許可

<結の辻>  
広場を利用した屋台や  
バルイベント



⇒ 手続き | 結の辻使用申込

<駅前広場(利用例)>  
チャレンジショップや  
シェアブスの設置



⇒ 手続き | 道路使用許可・道路占用許可  
JR須賀川駅との協議  
参考: サンカク公園 (静岡県島田市)

<翠ヶ丘公園>  
公園を利用した  
ヨガイベント



⇒ 手続き | 公園内行為許可

⇒ 手続き | コミュニティプラザ使用許可



<コミュニティプラザ>  
待ち時間を解消する  
アート作品等の展示

# 公共空間をもっと自由にみんなの空間に! 「やってみたい」を叶えていける場所に。

市では「須賀川市公民連携 (PPP) 取組方針」を令和2年8月に策定し、様々な行政サービス分野において公民連携を図っていくこととしています。

第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画においては、中心市街地の魅力向上や地域課題の解決のために、“公共空間の民間利活用”を推進し、テーマである「また遊びに来たくなる 魅力にあふれた街」を目指しています。

中心市街地には、市庁舎、市民交流センター、風流のはじめ館、JR須賀川駅、駅前広場、翠ヶ丘公園、結の辻、歩道や道路など、多くの公共空間があります。これら公共空間において、民間事業者などが、地場産業の振興や雇用の確保など地域課題の解決を目指し、オープンカフェやマルシェなどの収益を伴う事業などを行うことにより、市民の利益が向上し、周辺エリアの価値が高まり、**中心市街地の魅力向上につながることを期待**しています。

また、ウィズコロナ時代においては、広い空間をもつ公共空間は比較的3密を回避しやすいため、沿道飲食店の路上利用など公共空間を利活用した取り組みも全国各地で行われています。

「こんなことが出来ればいいのに。」「こういうものがあると助かるよね。」

など、あなたの身近な問題に、中心市街地の公共空間を利活用することで解決できるものはありませんか?

このガイドラインでは、対象エリアや手続きの流れ、活用例などを紹介しています。やってみたい!という方は、裏表紙の『公共空間の利活用事業相談シート』に記入のうえ、市の商工課または各公共空間の管理部署へご相談ください。



手続きに必要な添付書類 (主なもの:詳しくは事前相談の際にご確認ください)

	事業企画書 (相談シート)	会場平面図 (位置図・見取図)	市の共催・後援 承諾通知
市庁舎	○	○	収益活動は○
市民交流センター	○	○	
風流のはじめ館	○		
コミュニティプラザ	○		
市道・駅前広場	○	○	
松明通り・県道古殿須賀川線	○	○	
公園	○	○	
広場	○		

市の共催・後援等については、商工課までご相談ください。

## 利用上の注意

- ◆地域住民の日常生活を尊重し、かつそのエリアで働く人々の業務に支障がないよう十分に配慮してください。
- ◆道路を使用の際は、原則、歩行者及び自転車の通路を2m以上確保し、安全かつ円滑な通行ができるように配慮してください。また、必要に応じて交通誘導員等を配置してください。
- ◆視覚障がい者用誘導ブロックを妨げないように注意してください。
- ◆路面や工作物等を損傷しないように注意し、事業終了後は、速やかに使用前の状態に戻してください。
- ◆活動時の音量は、周辺の方に迷惑とならないように配慮してください。
- ◆火気の使用については事前に確認し、十分安全を確保してご利用ください。・管理上必要な指示に従ってください。
- ◆活動により発生したゴミはお持ち帰りください。

## 問い合わせ先

問い合わせ内容	所在地	電話番号
中心市街地の公共空間利活用について	須賀川市商工課 市役所2階	TEL.0248-88-9141
公民連携取組方針について	須賀川市企画政策課 市役所3階	TEL.0248-88-9184
市庁舎について	須賀川市行政管理課 市役所3階	TEL.0248-88-9122
市民交流センターについて	市民交流センター 須賀川市中町 4-1	TEL.0248-73-4407
風流のはじめ館について	風流のはじめ館 須賀川市本町 81-4	TEL.0248-72-1212
コミュニティプラザについて	コミュニティプラザ 須賀川市中山 63-1 JR須賀川駅併設	TEL.0248-63-2111
市道・駅前広場について	須賀川市道路河川課 市役所 2 階	TEL.0248-88-9148
松明通り・県道古殿須賀川線について	須賀川土木事務所総務課 須賀川市大町 33	TEL.0248-75-3197
道路使用許可について	須賀川警察署交通課 須賀川市八幡町 19-7	TEL.0248-75-2121
公園・広場について	須賀川市都市計画課 市役所 2 階	TEL.0248-88-9156
等躬の庭について	都市再生推進法人テダソチマ 須賀川市本町84-2	TEL.0248-73-0324
食品提供に関することについて	県中保健所衛生推進課 須賀川市旭町 153-1	TEL.0248-75-7821
火気の手扱いについて	須賀川消防署 須賀川市丸田町 153	TEL.0248-76-3111

このガイドラインや各申請書の様式は須賀川市のWeb ページからダウンロードが可能です。  
<<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>> \*一部を除く



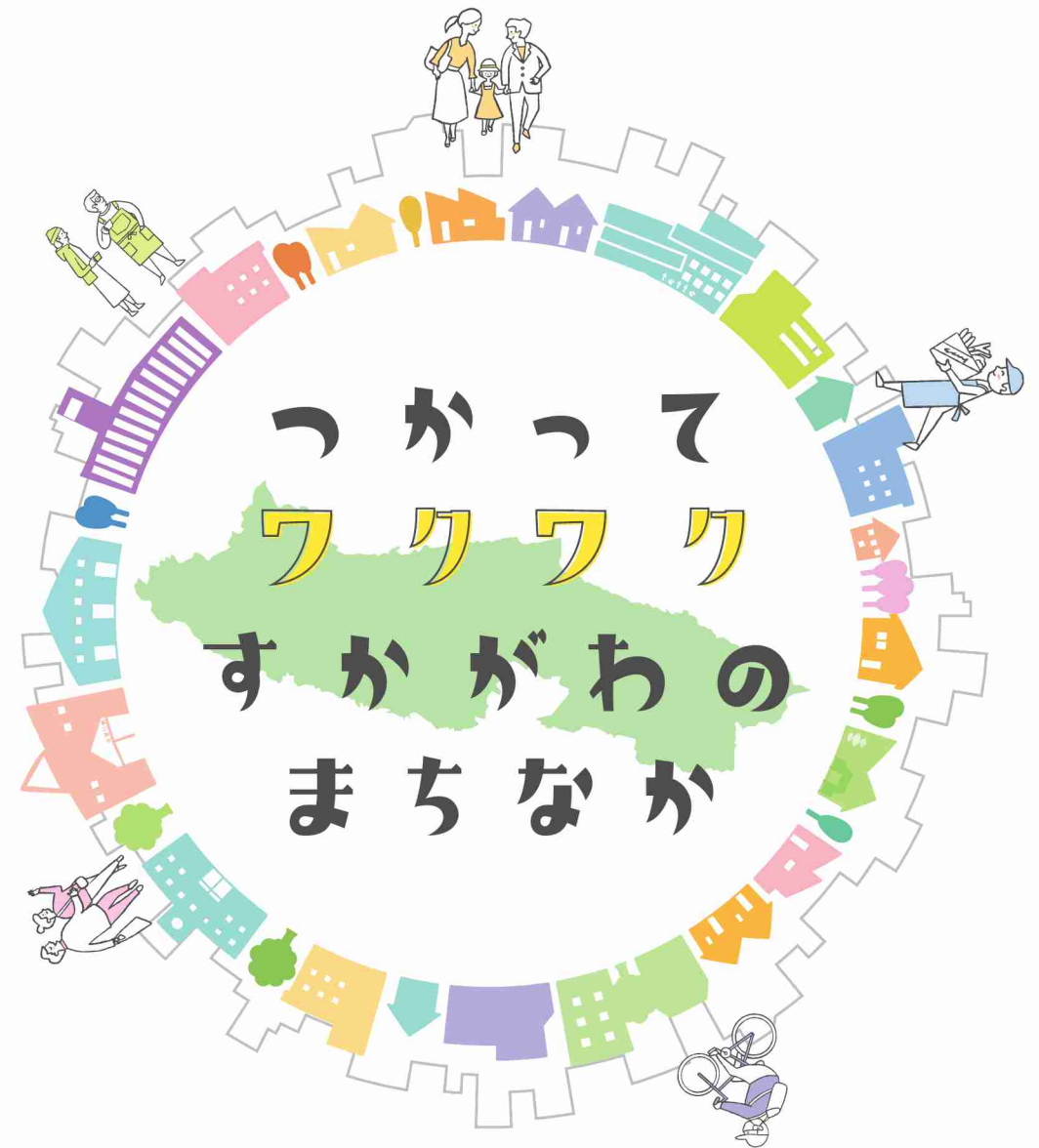
＼まずはあなたの**やりたいこと**を書くことから始めよう／

公共空間の利活用事業相談シート

住所			
名前			
連絡先	TEL.	メールアドレス	

What 何を	事業名(仮)	
	事業概要	
Who 誰が	事業をする人	
Why なぜ	目的 ・解決したい地域課題 など	
When いつ	実施時期	
Where どこで	使いたい場所	
Whom 誰に	ターゲット	
How どうやって	実施方法 ・火気利用・電源利用 ・飲食物の提供 ・物品販売・車両乗入 ・交通規制・入場料徴収など	
How much どうやって	事業費 ・収支など	
Set 設定	目標・期待する効果 ・集客数 ・売上など	

あなたの**“やってみたいアイデア”**を**まちなか**で!!



**SUKAGAWA**  
**MACHINAKA**

須賀川市中心市街地公共空間活用ガイド